

## 主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中一二〇日を本刑に算入する。

## 理 由

弁護人宮城隆の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一	
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸	上	康	夫